

## 社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等に係る法人県民税の課税・非課税判定票 記載の手引

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人又は更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 「1」欄の金額が零以下となる場合は、「2」から「16」までの欄の記載は不要です。  
この判定票の「課税の判定」欄の「非課税」を○でかこんでください。
- 2 「2」欄には、当該事業年度中収益部門から公益部門へ支出した金額（法人税明細書別表十四（二）の26欄<同上以外のみなし寄附金額>の金額）を記載してください。
- 3 「3」欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四の14欄<受取配当等の益金不算入額>の金額）を記載してください。
- 4 「4」欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税明細書別表四の18欄<法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額>及び19欄<所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等>の金額）を記載してください。
- 5 「5」から「7」までの欄には「3、4」を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額を記載してください。（法人税明細書別表四で減算した金額）  
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち損金に算入するものは含めません。
- 6 「9」欄には、損金算入限度額を超えた寄附金（法人税明細書別表四の27欄<寄附金の損金不算入額>の金額）を記載してください。
- 7 「10」欄には、法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額を記載してください。（法人税明細書別表四の2欄<損金経理をした法人税及び地方法人特別税（附帯税を除く）>及び4欄<損金経理をした納税充当金>の金額）
- 8 「11」欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税（利子税を除く）及び延滞税（法人税明細書別表四の5欄<損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金（延納分を除く）及び過怠税>の金額）を記載してください。
- 9 「12」から「14」までの欄には、「9、10、11」を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額を記載してください。（法人税明細書別表四で加算した金額）  
ただし、損金経理した納税充当金のうち道府県民税および市町村民税に充てる金額、減価償却の償却超過額、各種引当金、準備金等の金額は含めません。  
なお、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するものは含めません。
- 10 「17」欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は端数金額を切り捨ててください。
- 11 「18」欄には、「2」欄の金額を記載してください。
- 12 「添付書類」欄には、収益事業から生じた所得金額の算定に必要な書類を添付した場合に書類の名称を必ず記載してください。決算書、法人税申告書別表一及び法人税明細書別表四、別表十四（二）は必ず添付してください。